

みんなで支える 介護保険制度

介護保険制度とは

介護が必要になっても、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように、社会全体で支える制度です。保険料や税金を財源とし、介護が必要な人は、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できます。

65歳以上の保険料が変わります

令和6年度は3年に1度の介護保険料の見直しの年であり、令和6年度から令和8年度までの65歳以上の人の基準額(年額)は61,500円と決定しました。また、所得段階も負担能力に応じたきめ細かい保険料負担の段階設定とするため、9段階から13段階へ変更しました。

保険料の納付方法

前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に令和6年度の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

▼特別徴収(年金天引き)

納期 年金受給月(4月、6月、8月、10月、12月・翌年2月の全6回)

対象 つぎの要件すべてに該当する人

① 令和6年4月1日現在、市内在住の65歳以上の人

② 老齢・退職年金、遺族年金または障害年金の年金受給額が年額18万円以上の人

※65歳になった年度や、市外から幸手市に転入した年度の保

令和6年度から8年度 所得段階別介護保険料

基準額 61,500 円(年額)をもとに、所得状況に応じて13段階に分かれます。所得段階第1～3段階(市民税非課税世帯)の人の保険料を引き続き軽減しています。

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している人 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額*とそのほかの合計所得金額の合計が80万円以下の人	14,400 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額*とそのほかの合計所得金額の合計が	80万円超 120万円以下の人 20,600 円
第3段階		120万円超の人 39,000 円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額*とそのほかの合計所得金額の合計が	80万円以下の人 55,300 円
第5段階		80万円超の人 61,500 円(基準額)
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の人 73,800 円
第7段階		120万円以上 210万円未満の人 79,900 円
第8段階		210万円以上 320万円未満の人 92,200 円
第9段階		320万円以上 420万円未満の人 104,500 円
第10段階		420万円以上 520万円未満の人 116,800 円
第11段階		520万円以上 620万円未満の人 129,100 円
第12段階		620万円以上 720万円未満の人 141,400 円
第13段階		720万円以上の人 147,600 円

※課税年金収入額：税法上課税対象の収入となる公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金など)をいいます。非課税年金(障害年金、遺族年金)は含みません。

問合せ 介護福祉課 介護保険資格管理担当 ☎(42)8444・FAX(43)5600

みんなで支える 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは

75歳以上(65歳～74歳は一定の障がいのある人)が対象の医療保険です。高齢者が安心して医療を受けることができるように、埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営し、幸手市は市民に身近な窓口業務などを担っています。

後期高齢者医療保険料の納付

後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に令和6年度分の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

保険料の納付方法

介護保険料とともに特別徴収(年金天引き)します。

ただし、75歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収(納付通知書・口座振替)となります。

▼口座振替

納付には納め忘れのない「口座振替」が便利です。

希望する人は、納付通知書に記載の金融機関または市役所窓口(市役所で手続きする場合)に納付通知書、通帳、届出印(市役所で手続きする場合)を提出してください。

※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて金融機関で口座振替の手続きが必要(自動で口座振替に切り替わりません)。

後期高齢者医療被保険者証(青色)

8月から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります。現在交付中の被保険者証の有効期限は、7月31日までです。8月からの新しい被保険者証は、7月中旬に郵送します。

古い被保険者証は保険年金課に返却、または個人で処分をお願いします。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付

入院や外来診療により、同一月内における同一医療機関での医療費が高額になる場合には、住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」(自己負担割合が3割負担で一定の所得未満の人は「限度額適用認定証」)を事前に医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、月々の負担が軽減されます。

また、住民税非課税世帯の人は、食事代の負担が軽減されます。

なお、マイナ保険証の活用で、認定証の事前申請が不要になります。

令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率決定

令和4・5年度

均等割額 44,170 円
所得割率 8.38%
賦課限度額 上限 66 万円

令和6・7年度

均等割額 45,930 円
所得割率 9.03%
賦課限度額 上限 73 万円
※令和7年度は80万円。

保険料額の算定方法

均等割額 45,930 円 + 所得割額 (課税対象所得×9.03%)
※賦課対象所得とは、前年の総所得金額などから43万円の基礎控除を差し引いた残額です(合計所得金額が2,400万円までの場合)。
※令和6年度中に75歳になり加入される人は、令和6年度から賦課限度額が80万円となります。
◎所得の少ない世帯に属する人には、所得金額に応じて均等割額の軽減措置が設けられています。

問合せ 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎(43)1111 内線 147・FAX(43)1125

▼新たに認定証の交付を希望する人

8月以降も引き続き該当になる人には、新しい認定証を7月中に郵送します。

▼現在認定証の交付を受けている人

現在利用している認定証の有効期限は7月31日までです。

8月以降も引き続き該当になる人には、新しい認定証を7月中に郵送します。

マイナンバーカードが健康保険証に

詳細は、本紙15ページをご覧ください。